

第2次富士見市生涯学習推進基本計画（案）

目 次

第 1 章 第 2 次富士見市生涯学習推進基本計画の策定にあたって	2
第 1 節 第 1 次計画の成果と課題	4
第 2 節 生涯学習の基本的意味と今日的意義	8
第 3 節 富士見市としての生涯学習の方向性	11
第 4 節 計画の位置付けと性格	13
第 2 章 計画の概要	
基本理念と基本目標	14
施策体系	16
第 3 章 第 2 次富士見市生涯学習推進基本計画	
第 1 節 生涯にわたって自由な学習ができるまち	19
第 2 節 暮らしと時代にねざす学習ができるまち	32
第 3 節 生涯学習支援体制（情報、施設、推進体制）が充実したまち	46

第1章 第2次富士見市生涯学習推進基本計画の策定にあたって

富士見市では、行政の総合的体制の構築や施策の推進を図り、協働によるまちづくりの実現にむけ、学習環境整備の側面から計画的に市民の学習・活動を支援するための指針として、平成13年、「生涯学習推進基本計画策定市民委員会」から提言書の提出を受け、「富士見市生涯学習推進基本計画」（第4次基本構想の部門計画としての位置付け）を計画期間10年間として策定しました。

計画策定後、市民のみなさんによる学習活動はこれまで以上に活発に展開されるとともに、市による学習を軸にした市民の活動に対する支援もすすめられました。第1次計画において行政のあり方として取り上げられた「支援」「連携」「参画」「協働」については、「富士見市自治基本条例」に明確に定められ、平成16年に施行されました。こうしたことから、行政施策を推進するための計画づくりや事業に市民参加・協働の取り組みが盛んに行われようになり、「生涯学習によるまちづくり」という視点での事業展開が行われてきました。

一方、この10年の間に、少子・高齢化の進展、景気の低迷や厳しい雇用環境悪化、国や地方の財政状況の逼迫、地球規模の環境問題の深刻化など社会の変化は、時間の経過とともにさらに速さと激しさを増してきており、いまこそ市民の学びをもとに、市民参画と協働を促進し、市民と市が力を合わせてまちづくりを進めていくことが必要となってきました。

さらに、このような急激に変化する社会状況を踏まえ、本市では市の総合計画である第4次基本構想の実現に努めるとともに、多様化する行政課題や市民ニーズ等に迅速かつ柔軟に対応できる計画とするため見直しをすすめてきました。そして、本年4月、第5次基本構想において、将来都市像を「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市～人と人の絆と和 地域が主役のまちづくり」とし、「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」を重点の基本目標としてすすめていくこととしました。

そこで、富士見市生涯学習推進基本計画についても、これまでの成果や課題を整理するとともに、さらに、今後一層市民の生涯学習活動を支援していくため、第2次生涯学習推進基本計画の策定を行うこととしました。

なお、策定にあたっては、広く市民のみなさんからの意見や提案を受けていくため、市民12人による富士見市生涯学習推進市民懇談会を設置しました。

市民懇談会では、この間4回の地域懇談会を行うなど、市民の声を積極的に聞く場を設けるとともに7回の会議を行い、市民の率直な意見として第2次生涯学習推進基本計画に対する提言をまとめ、市に提出しました。

今回、本市では市民懇談会の提言をもとに、その中に示された3つの基本視点を大事にしながら、第2次生涯学習推進基本計画を策定しました。

富士見市生涯学習推進市民懇談会からの提言書における計画策定にあたっての基本視点（要旨）

第5次基本構想で「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」という目標が強調されているように、生涯学習施策が重視されてきており、この姿勢をより生かしていくためには、次の3つの視点が大事です。

第1の視点とは、第1次計画の成果と課題を確認すること。

第2の視点とは、生涯学習の基本的な意味と今日的な意義を認識すること。

第3の視点とは、富士見市としての生涯学習の方向性を明確にすること。

第1節 第1次計画の成果と課題

1 第1次計画の基本目標と施策の柱

第1次計画における基本目標は、次のとおりでした。

《基本目標》

市民が豊かに暮らしていくためさまざまな学習・活動（意欲を含む）を、情報の面から、事業の面から、施設の面から、そして人材の面から、支援できる環境を整えていく。それを、市民参画による富士見市のまちづくりを進めていくうえで大きな力の一つにしていこう。

そして、この目標を実現していくため、次の5点を施策の柱として推進してきました。

《施策の柱》

- (1) 市民の学習・活動を支援する情報の面からの整備
- (2) 市民の学習・活動を支援する学習機会の面からの整備
- (3) 市民の学習・活動を支援する施設の面からの整備
- (4) 市民の学習・活動を支援する人材の面からの整備
- (5) 計画を推進する体制の整備

2 計画の成果・課題

(1) 市民の学習・活動を支援する情報の面からの整備

市民の学習・活動に役立つ情報の収集・提供の充実を図ることと、学習相談体制の整備、さらに、施設、学習機会等に関する情報が入手できる学習情報システムの整備を目指してきました。

情報収集・提供では、広報ふじみに加え、ホームページを活用して市民活動情報の提供も行ってきました。また、公民館だより、子育て通信なども充実し、さらに、新しい施設ではフリースペース・ロビー空間などで情報収集・発信拠点が広がり、市民への情報提供環境が充実してきました。

また、学習相談体制の整備は、市民が気軽に相談できるように整備を進めるとともに、関係課の業務の中で随時相談が行われるようになりました。

課題としては、各施設の連携を図り、市内全域をまとめた情報提供のための情報一元化や障がいのある方、外国籍の方、高齢者など情報弱者に対する情報提供があります。また、インターネットの活用がすすむ中、情報収集・発信のIT化の促進などの検討が必要となっています。

(2) 市民の学習・活動を支援する学習機会の面からの整備

ライフステージに応じた学習や現代的課題の学習機会の提供、市民と行政が協働し地域の課題解決に向け情報や課題を共有し、ともに学習するために、「行政の出前講座」の開設、事業における市民参画機会の拡充、大学・民間教育機関などとの連携を目指し、学習機会提供事業の充実に努めてきました。

ライフステージに応じた学習機会の提供では、乳幼児対象の「あそびのひろば」や小学生を対象とした「地域子ども教室」「青空学校・豆の木学校」、中学・高校生の居場所づくり事業、高齢期の学びとして「高齢者学級」など各世代に応じて事業が実施されています。また、現代的課題の学習機会の提供も、環境や防災・防犯などの学習とともに障害者自立支援法の制定や生活習慣病予防などの新たな生活課題に対応した学習などが行われてきました。いずれの学習機会の提供も市民の学習ニーズの拡大と行政課題の深まりの中で、全体的に進んできました。

行政の出前講座は、「富士見市協働によるまちづくり講座」（以下、「出前講座」という。）として実施され、庁内のほとんどの課がこの講座に関わる状況まで進んでいます。また、事業の市民参画機会の拡充については、公民館や交流センターなどの事業を実行委員会形式で企画運営するなど取り組みがすすんでいます。さらに、情報の共有、市民参画、協働をまちづくりの基本として定めた「自治基本条例」の制定により一層前進してきています。

大学や民間などとの連携は、淑徳大学との包括協定の締結等により、富士見市民大学で連携が行われるなど専門性を生かしての学習機会の充実が進みました。

課題としては、これまでの成果を踏まえつつ、社会の変化に対応した地域生活課題を重視した学習の取り組み、世代を超えた交流の促進、市民一人ひとりの学習を促進するための支援の強化、地域の特性や歴史・文化を生かした学習などが求められています。

(3) 市民の学習・活動を支援する施設の面からの整備

施設を学習・活動の場として有効に利用されるよう機能の充実に努めること、利用に際しての利便性の向上を図るため、地域の状況に合った管理運営がされやすいよう、管理運営面における市民参画の拡大の方策についての検討、施設間の機能連携を進めるためのネットワーク化を目指してきました。

施設整備では、ふじみ野交流センター、市民文化会館キラリふじみ、第2運動公園、南畑ふれあいプラザ、市民福祉活動センター、鶴瀬西交流センター、図書館鶴瀬西分館、集会所などを新設し、機能充実では、フリースペースの確保、オストメイトトイレなどバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進を図りました。

施設管理では、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図る観点から、指定管理者制度を導入し、針ヶ谷コミュニティセンターや図書館など一部施設が指定管理者による管理になりました。

行政内部の組織として「公の施設連絡調整会議」「地域施設等連携推進委員会」などを設置し、施設利用の公平性や利用基準の統一などの条件整備を進めてきました。

課題としては、時代の変化や要請による設備や機能面での充実や利用者の利便性の向上を図るための公共施設予約システム導入の検討、市民参画による施設の管理・運営の検討があります。

また、生涯学習関連施設は設置当初の施設の位置付けや目的も異なり、所管が市長部局と教育委員会とに分かれていることから、部署間の連絡・調整機能など、施設相互の連携が必要であり、改めて、部局の枠にとらわれないネットワークの構築が課題となっています。さらに、地域の諸施設間の有機的なつながりをめざす「地域施設群」という考えについても検討段階にとどまっています。

施設の保全・管理計画については、新たな施設建設の計画がない現状の中で、建築年数などにより改修や修繕の時期を迎えている施設も多く、合理的・効率的な計画が必要となっています。

(4) 市民の学習・活動を支援する人材の面からの整備

市民の多様な学習・活動を支援できるように、地域や学校、企業などが、お互いのできることを持ちより、協力し合う仕組みとして、市民人材バンク制度の構築を目指してきました。

市民人材バンク制度は平成15年度から開始され、市と市民人材バンク推進員の会の協働によって運営されています。登録者数では、平成15年度の79人から21年度155人に、利用件数も36件から240件に毎年増加してきています。また、市民人材バンク推進員の会は人材の橋渡しにとどまらず、モデル事業の開発や登録者のつどいなどの事業も積極的に行っています。

課題としては、市民人材バンク制度を全庁的な取り組みにしていくことを目指していますが、実際にはそれぞれの課で取り組まれている人材バンクがあり、その情報共有のための連携や調整が挙げられています。

(5) 計画を推進する体制の整備

事業における市民参画機会の拡充を図ることと、市民の学習・活動を支援する体制整備の中での市民参画をめざしてきました。また、多様な施策の推進に向け、各課が連携協力していけるよう、行政内の推進体制・推進組織の整備を進めてきました。

市民参画については、行財政改革市民会議や市民参加及び協働推進市民懇談会をはじめ、各課の基本計画づくりなどに向けての学習・懇談会などで進んでいます。

また、行政内の推進組織の整備として、市長部局に「協働推進課」を、教育委員会に「生涯学習課」を設置し、両課を事務局とした生涯学習推進委員会を庁内に設け、推進体制を確立してきました。さらに、市民からの提案などを求めるための組織として、生涯学習推進市民懇談会を設置してきました。

課題としては、市民参画の機会の拡大を図るとともに、地域ごとの拠点の確立が必要になっています。また、全庁的取り組みの推進を図るため、生涯学習推進委員会の機能強化が挙げられています。

第2節 生涯学習の基本的意味と今日的意義

1 国・県の動向から

平成18年、教育基本法が改正され、「教育の目標」「家庭教育」「社会教育」「学校、家庭及び地域住民等の連携協力」など、生涯学習・社会教育関係の規定の充実も図られました。そして、この改正により「生涯学習の理念」として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習社会の実現が、社会全体で取り組むべき共通の目標として掲げられました。

また、平成20年、中央教育審議会では「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」という答申において、新しい時代に対応し自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習振興・社会教育の重要性が掲げられました。今後の生涯学習の振興方策について、個人の要望や社会の要請から一人一人の生涯を通じた学習の支援により、その学習成果を活用すれば社会全体の教育力が高まり、新たな学習の需要が起こる「知の循環型社会」の構築が必要であるとししました。

さらに、その中で、生涯学習と社会教育・学校教育の関係を整理し、各個人が行う組織的ではない学習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習であるとしています。

県では、平成22年度からは「生きる力と絆の埼玉教育プラン」の実施計画である「埼玉県生涯学習推進計画」を策定し、「今後は、学習者が自ら学び考え行動できる環境づくりとともに、学習者同士又は行政と学習者が学び合い、相互に援助し合いながら活動することが重要であり、また、学習が社会の変化に対応し、社会にその成果が生かされることが望まれ、さらに、伝統文化の継承や新しい文化の創造など地域に根ざした多様な活動をするには、地域に誇りや愛着を持ち、人と人とのつながりを深めるとし、それが核となり地域づくりにつながることを期待される」として、「生涯を通じた多様な学習活動の振興」を推進するため、次の目標を掲げました。

- ① 自ら学び考え主体的に行動できる人を育てる生涯学習社会
- ② 学んだ成果を地域づくりに生かす生涯学習社会
- ③ 伝統文化の継承と新しい文化の創造による地域づくりを進める生涯学習社会

2 市における生涯学習の考え方

本市では、平成13年に策定した第1次計画において、生涯学習推進の基本理念を、「すべての市民が、その多様な状況や価値観を相互に認め合いながら、いつでも、どこでも、いつまでも自発的・主体的に学習・活動でき、『市民参画』のしくみに基づいた、豊かに暮らせる富士見市を実現していく。」としました。

(1) 第1次計画に見る生涯学習について

生涯学習については、平成7年、市教育委員会からの諮問に基づき社会教育委員会議から答申があり、その中で、「生きがいのための自己実現の営み」として理解するとともに、「社会に向かい合う自分自身を育てていく営み」としても理解するものとし、そして、地域に即して考えれば、「暮らしや地域の諸課題に目を向け、学び合い・育ち合う生涯学習、あるいは地域づくりにつながる生涯学習」ということができ、このように生涯学習を理解すれば、既に本市においては、公民館活動をはじめとする社会教育において、生涯学習としての蓄積がある程度なされてきていることがわかるとしています。

そして、第1次計画では、「学習は、さまざまな現代的課題に対応した活動の基礎となるものであり、一人ひとりの心豊かな暮らしを創るだけでなく、まちづくりにもつながるものとしています。そして、地域社会で生活する中、学習が自己実現を目的に行われたものであっても、個人を成長させることによって、結果的に地域社会を豊かにする公共的側面を持っていると捉えています。さらに、分権の時代に対応して、『市民参画』『協働』による地域づくりをすすめる上では、暮らしの中からの自発的・主体的な学習・活動が重要」としています。

(2) 生涯学習の基本的な意味と今日的意義

生涯学習とは、個人個人がいつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習ができ、そのこと自体が生きがいとなっていくことに基本的な意味があります。

さらに今日的には、〈生活づくり〉そして〈まちづくり〉としての生涯学習の意義を認識することが大切です。〈自由な学びと生きがいづくり〉の実現は、自己の生活環境をどう整えるかという問題、さらに、学びの発展としてどうまちづくりにつながっていくかという問題とそれぞれ直結します。個々の家族で支えきれない生活の課題に対するケアを行うことが、自由な学びと生きがいづくりの活動を支え、そして、その延長線上に市民の参加と行政との協働による住み良いまちづくりが実現される、さらにそのことによって市民の生活基盤がより豊かになっていく、という循環的かつ幅広い視野をもつことが生涯学習推進をとらえる上では不可欠となっています。

第3節 富士見市としての生涯学習の方向性

本市は、住宅地と昔からの農業地域が併存し、歴史的文化財が豊富で、自然環境にも恵まれた地域です。さらに、従来より社会教育活動が盛んな地域です。こうした市の財産を生かして、郷土・富士見市の生涯学習を推進していきます。

1 富士見市第5次基本構想における「基本目標」

富士見市基本構想は、基本構想の基本理念に基づき、将来都市像を次のように定めました。

〔 ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市
～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～ 〕

また、その基本目標の一つを「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」とし、「一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、文化芸術、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。」としています。

2 生涯学習の方向性

本市としての生涯学習については、第5次基本構想の基本目標に基づき、次の3つの方向により、推進していきます。

(1) 心豊かに暮らすために・・・「支援」と「連携」

市民の自由な学びやライフステージに応じた学びの保障、さらに少子高齢化、情報化、環境問題、人権問題などの現代的課題の解決には、学びにおける条件整備などの支援を進める必要があります。また、支援を支える市民・市、それぞれにおける連携・ネットワークが大切です。

市民が心豊かに暮らしていくため、「支援」と「連携」を基本にまちづくりをすすめます。

(2) 学びがつながるまちへ・・・「交流」と「和」

多様な課題の解決には、市民それぞれの「学び」が基本にあります。この「学び」から市民同士の交流に広げ、地域が主役となって取り組むことで、地域の連帯感が生まれ、市民相互の信頼の絆が結ばれ、人と人、地域の「和」がすすみます。

学びを基本に、まちがつながるようにするため、「交流」と「和」を基本にまちづくりをすすめます。

(3) 成果がかがやくまちへ・・・「参画」と「協働」

市民のあらゆる機会を通じての「学びあい」の成果が、地域で生かされることで、多様な市民参加がすすみます。そして、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動することができ、相互理解と信頼関係を深められるとともに、お互いの知恵と力を出し合う協働によるまちづくりができます。

学びの成果がかがやくまちにするため、「参画」と「協働」を基本にまちづくりをすすめます。

第4節 計画の位置付けと性格

この計画が、本市の行政計画の中でどのような位置付けと性格を持つものかを、以下に示します。

◆計画の位置付け

この計画は、本市の第5次基本構想で掲げる将来都市像「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向けた第5次基本構想の部門計画として位置付けられており、生涯学習推進の面から第5次基本構想の基本目標の達成を図ります。

◆計画の性格

この計画は、生涯学習に取り組む市民を支援する「行政計画」であるとともに、富士見市自治基本条例に基づいた市民参加と協働によるまちづくりを進める市民と市との「協働計画」でもあります。

◆計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、5年を目途に必要な見直しを行います。なお、社会情勢の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜必要な見直しを行うものとします。

◆計画間の連携

生涯学習の推進は、教育行政に加えて、健康、福祉、まちづくり、産業、環境などの幅広い部門の行政施策との整合性が必要となります。そのため、各部門計画との連携を図ります。

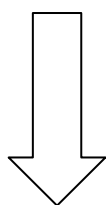
第2章 計画の概要

基本理念と基本目標

本市における生涯学習とは、市民一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習ができ、そのこと自体が生きがいになる「自由な学びと生きがいづくり」という基本的な意味と、自己の生活環境の整備、さらに学びの発展として協働によるまちづくりへとつながる「生活づくり」「まちづくり」という今日的な意義があるという認識をもとに、基本的な考え方を次のように定めます。

《基本的な考え方》

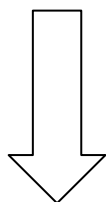
1. 事業の基本は市民一人ひとりの自由で自発的な「学ぶ意欲」にあるということ
2. 「学ぶ意欲」をさらに育て、市民の主体的な学習活動を支援することが行政の大切な責務であること
3. 市民や関係団体や企業などと行政の協働により「学びやすい環境づくり」をすすめること
4. 地域の課題を解決することを通じた、まちづくりに向けた学習支援であること
5. 市民一人ひとりの課題・目的を解決・追求する力を高めていくことにつなげられるような事業であること



この考え方のもと、第1次生涯学習推進基本計画を基盤としつつ、第2次生涯学習推進基本計画の基本理念を次のように定めます。

《基本理念》

市民一人ひとりが、安心して生活し、行政との協働のもとで、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習を進め、そのことを通して、すべての市民が互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指す。



この理念のもと、本市の生涯学習の方向性を明確に示すため、次のように具体的な目標を定めます。

《基本目標》

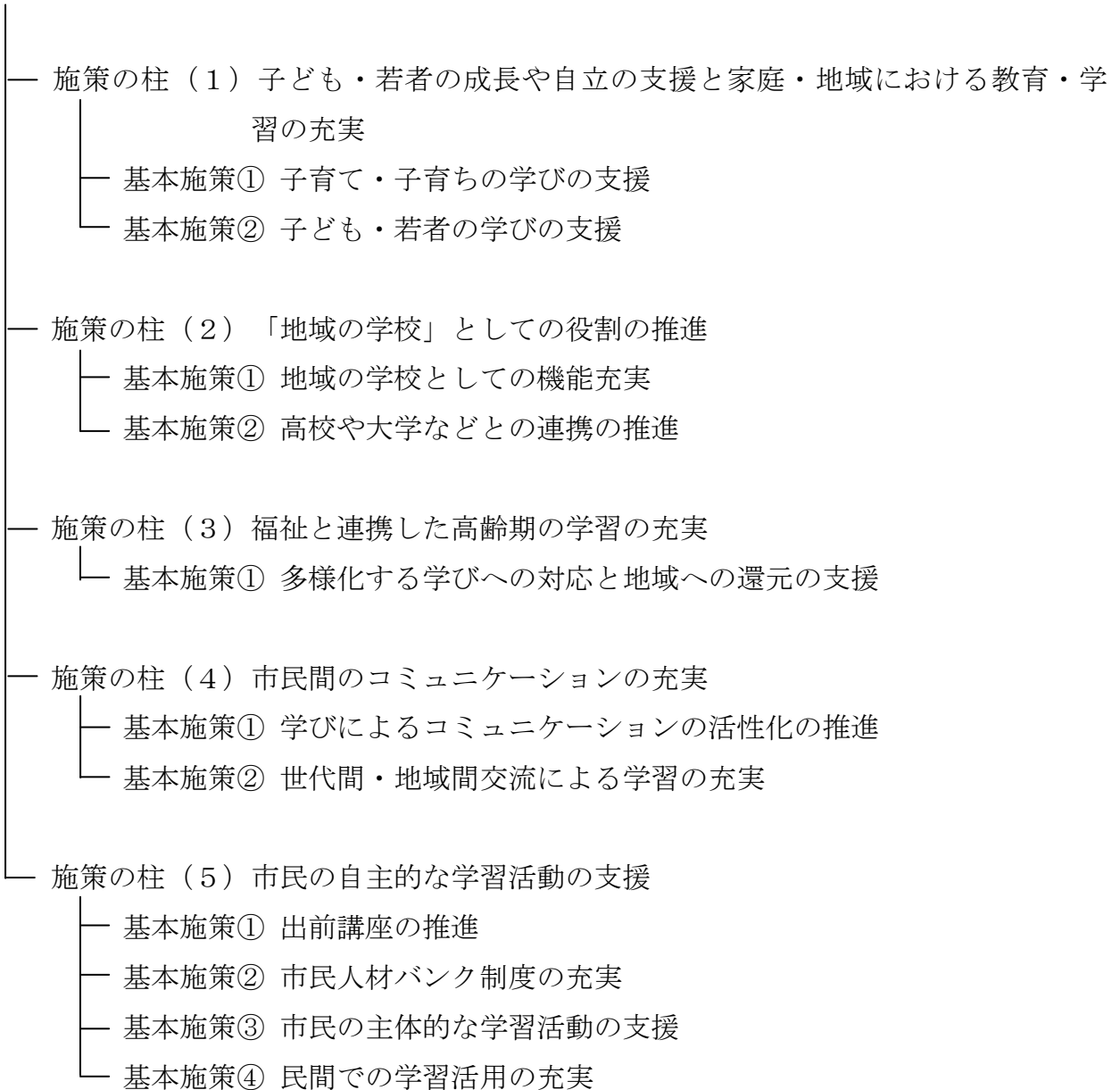
1. 生涯にわたって自由な学習ができるまち
2. 暮らしと時代にねざす学習ができるまち
3. 生涯学習支援体制（情報、施設、推進体制）が充実したまち

この考え方・理念・目標をもとに、次のように施策の柱を立てて具体的施策を推進していきます。

施策体系

《施策体系》

基本目標 1 生涯にわたって自由な学習ができるまち



基本目標 2 暮らしと時代にねざす学習ができるまち

- 施策の柱（1）郷土の特徴や資源を生かした学習機会の充実
 - 基本施策① 地域の資源や産業を生かした学習機会の充実
 - 基本施策② 地域の歴史や芸術文化を生かした学習機会の充実
 - 基本施策③ 多彩な人材を生かした学習の充実
 - 基本施策④ 施設の特徴を生かした学習機会の充実

- 施策の柱（2）市民の自立と参画の推進
 - 基本施策① 市民人材バンク制度の充実（再掲）
 - 基本施策② 市民学芸員制度の充実
 - 基本施策③ 施設の運営・企画における市民参画の場の創設
 - 基本施策④ NPOや市民団体との連携の充実
 - 基本施策⑤ 地域で活躍するための学習の推進

- 施策の柱（3）生涯にわたり健康を守るための学習の充実
 - 基本施策① 健康についての学習の拡充
 - 基本施策② 生涯におけるスポーツ・レクリエーションの推進

- 施策の柱（4）安心・安全・快適な暮らしの実現
 - 基本施策① 防災・防犯に関する学習の推進
 - 基本施策② 平和に関する学習の推進
 - 基本施策③ 人権に関する学習の推進
 - 基本施策④ 男女共同参画社会に関する学習の推進
 - 基本施策⑤ 国際理解に関する学習の推進

- 施策の柱（5）環境に関する学習の推進
 - 基本施策① 環境問題の学習の充実
 - 基本施策② 環境に関連する活動支援の充実

基本目標 3 生涯学習支援体制（情報、施設、推進体制）が充実したまち

- 施策の柱（1）学習情報の整備
 - 基本施策① 情報の収集発信の一元化・ネットワーク化・IT化の推進
 - 基本施策② 相談体制の整備
 - 基本施策③ 市外情報の収集・提供

- 施策の柱（2）学習施設の整備
 - 基本施策① 個々の施設機能の充実
 - 基本施策② 施設間ネットワークの推進
 - 基本施策③ 計画的な施設整備

- 施策の柱（3）学習推進体制の整備
 - 基本施策① 市民参画の機会の充実
 - 基本施策② 庁内推進体制組織の充実

- 施策の柱（4）学習成果が役立つ環境整備
 - 基本施策① 学習成果の発表と交流の機会の充実
 - 基本施策② 学習成果の活用機会の充実

第3章 第2次富士見市生涯学習推進基本計画

第1節 生涯にわたって自由な学習ができるまち

《現状と課題》

生涯学習は、あらゆる世代の市民があらゆる機会を通して取り組まれるものです。

本市においては、各世代に向けた学習機会として、地域での子育てや高齢者向けのサロン活動をはじめ、地域子ども教室や富士見市民大学、富士見市コミュニティ大学、公民館等の高齢者学級などが行われています。そして、これらの多くが市民主体により運営されています。このことは、市民との協働などをすすめてきた生涯学習に関する取り組みの成果です。

今後、市民一人ひとりが自由な学習によって豊かな生活が送れるよう、世代ごとの課題やニーズに応じた学習機会の充実と支援がより求められます。

そして、これらが地域との結びつきを深め、「生活づくり」「まちづくり」につながる視点で取り組むことが重要となります。

《施策の体系》

(1) 子ども・若者の成長や自立の支援と家庭・地域における教育・学習の充実

《基本施策》

①子育て・子育ての学びの支援

《取組みの方向》

- ア 親や保護者等の子育て・家庭教育の支援
- イ 障がいのある人の子育て・子育ての支援
- ウ 子育てを地域で取組むための支援
- エ 遊びの学習や体験活動の充実

《基本施策》

②子ども・若者の学びの支援

《取組みの方向》

- ア 子ども・若者の社会参加体験機会の充実
- イ 子ども・若者の学習機会の充実と自主活動の支援
- ウ 障がいのある若者の学習機会の充実

(1) 子ども・若者の成長や自立の支援と家庭・地域における教育・学習の充実

少子化、核家族化、地域の希薄化などの背景もあり、子育て・子育てを支える基盤が弱くなっているため、親・保護者等としての学習機会や子どもの成長段階に応じた学習機会、子育てサロン等の交流の場などの充実が求められます。また、世代を問わず地域全体で子どもを育てる仕組みづくりへの支援も必要です。

若者については社会性の不足、生命に対する認識の希薄化などから、問題行動の低年齢化などの問題があり、社会参加体験をはじめ様々な学習機会の充実が求められます。

①子育て・子育ての学びの支援

ア 親や保護者等の子育て・家庭教育の支援

親や保護者等が子育てについて学ぶことの重要性を、あらゆる機会を活用して伝えていくとともに、気軽に参加でき、情報交換、相談、交流の場となるサロン等の充実に努めます。

乳幼児期、児童期等、それぞれのステージの課題に応じた子育て講座、親・保護者の学習、家庭教育に関する学習機会等の充実に努めます。さらに誰もが学べるようプログラムや開催日時の設定などの工夫も図ります。

親や保護者等の連携した学習活動が展開されるよう、サークルなどの組織化や相談、情報提供等の支援をします。

イ 障がいのある人の子育て・子育ての支援

子どもたち、親や保護者等の学習や交流の機会、相談等、障がいに応じた支援に努めます。

ウ 子育てを地域で取組むための支援

地域のあらゆる世代の方が子育てにかかわるよう、サポーター養成等の学習機会や交流の場の充実に努めます。

子育てや子どもの育成にかかわる団体の支援とネットワークの充実に努めます。

エ 遊びの学習や体験活動の充実

遊びに関する学習機会や体験活動等を通して、遊びの楽しさや協力し合うことの大切さを伝えていくとともに、世代間交流が広がるよう努めます。

②子ども・若者の学びの支援

ア 子ども・若者の社会参加体験機会の充実

自主性、社会性などに対する意識の向上を図るため、中学・高校生等の社会参加体験などの機会を充実します。

イ 子ども・若者の学習機会の充実と自主活動の支援

文化、スポーツ、職業に関する学習など、子ども・若者のニーズに応じた学習が展開されるよう充実を図ります。

地域での行事やまつり・イベント等の参加機会の充実とともに、企画・準備等からかかわるなど、運営に参加する機会の充実を図ります。また、これらのきっかけとなる、フリースペース等の居場所を充実させ交流を促進し、様々な活動に発展するよう努めます。

若者を対象とした事業の実施やその育成にかかわる活動、団体について支援をします。

ウ 障がいがある若者の学習機会の充実

社会参加や自己実現へつながるよう、障害者青年学級をはじめ、様々な学習機会を充実します。

《施策の体系》

(2) 「地域の学校」としての役割の推進

《基本施策》

①地域の学校としての機能充実

《取組みの方向》

- ア 学校・家庭・地域の連携の充実
- イ 学校から地域への発信の充実

《基本施策》

②高校や大学などとの連携の推進

《取組みの方向》

- ア 連携による学習機会の充実
- イ 学生の参加機会の充実

(2) 「地域の学校」としての役割の推進

生涯学習の中で学校教育が果たす役割はきわめて重要であり、次代を担う子どもたちのためにも、地域にねざした学校づくりが必要です。

そのためには、学校が家庭・地域との連携をより深め、地域における学びや取り組みの支援、情報の発信などを通し、地域コミュニティの場としての機能を充実することが求められます。

また、大学などの持つ優れた教育機能を生かした学習機会の充実も重要です。

①地域の学校としての機能充実

ア 学校・家庭・地域の連携の充実

学校応援団、地域子ども教室等、学校を支える組織や活動などの支援をすすめて、学校・家庭・地域の連携の充実を図ります。また、中学校における学校応援団の創設について検討します。

地域の方々の知識や技能、経験等を生かせる機会を充実し、世代間交流による学習が広く展開されるよう努めます。

学校開放など、学校施設が地域でより活用されるよう充実を図ります。

イ 学校から地域への発信の充実

授業や部活動などで培った日々の学習成果を生かして地域貢献を図り、学校と地域の連携を深めるよう努めます。

学校行事や学習の様子を紹介するなど、地域への情報発信が充実するよう努めます。

②高校や大学などとの連携の推進

ア 連携による学習機会の充実

専門的知識、技術、人材を持つ高校や大学などの連携により、地域課題に関する調査や研究など、様々な学習機会の充実に努めます。

イ 学生の参加機会の充実

学生の様々な事業への参加機会を充実させ、学んでいる分野や活動を生かして事業の活性化につなげるとともに学生の研究にも生かすなど、双方の学びの場となるよう努めます。

《施策の体系》

(3) 福祉と連携した高齢期の学習の充実

《基本施策》

①多様化する学びへの対応と地域への還元の支援

《取組みの方向》

- ア 誰もが学べるための支援
- イ 社会の変化や日常的課題に合わせた学習の充実
- ウ 地域リハビリや健康づくりに関する学習と支援
- エ 地域還元の充実と支援

(3) 福祉と連携した高齢期の学習の充実

生涯学習と地域福祉のつながりは非常に密接になってきています。今後、高齢者個々への福祉的ケアがそれだけに終わることなく、生きがいをつくり健康で豊かに暮らせるための取り組みが重要となります。

また、年齢層の幅や人生経験等により高齢期を一つの枠としてとらえることが難しい中において、多様化する高齢期の学びの充実をはかる必要があります。さらに、地域での仲間づくりや交流をすすめる中で、培ってきた知識や経験、学習の成果などを地域に還元することが大切です。

①多様化する学びへの対応と地域への還元の支援

ア 誰もが学べるための支援

多様化する高齢者の学習ニーズに応え、学習が生きがいづくりにつながるよう、高齢者学級等の学習機会の充実や活動の支援をすすめます。

障がいのある方、介護が必要な方、独り暮らしの高齢者の方などについて、訪問や出張などの機会を通して、それぞれに適した学習や交流の機会への参加や仲間づくりの支援をすすめます。

イ 社会の変化や日常的課題に合わせた学習の充実

健康をはじめ、人権、情報化社会、消費生活、防犯・防災等、高齢期の抱える日常的な課題に対応した学習機会の充実を図ります。

ウ 地域リハビリや健康づくりに関する学習と支援

障がいのある方のリハビリ、健康づくり、介護予防などに関する学習機会を充実させるとともに、これらに関する活動について支援を図ります。

エ 地域還元の充実と支援

高齢者個々が培ってきた知識や経験と高齢者学級・コミュニティ大学等の学習機会学んだ成果を地域活動などに生かせるよう、機会の充実と支援を図ります。

《施策の体系》

(4) 市民間のコミュニケーションの充実

《基本施策》

①学びによるコミュニケーションの活性化の推進

《取組みの方向》

- ア 地域との結びつきを深める学習の充実
- イ 活動の公開による情報発信の充実
- ウ 地域組織等と連携した学習の推進

《基本施策》

②世代間・地域間交流による学習の充実

《取組みの方向》

- ア 世代間交流による学習の充実
- イ 地域間交流による学習の充実
- ウ 地域の担い手の育成の推進

(4) 市民間のコミュニケーションの充実

生涯学習の振興には、市民間のコミュニケーションが重要です。地域の課題を見つけ、解決していくための学習や実践をすすめるには、世代や立場を超えた取り組みを推進していくことが必要です。

①学びによるコミュニケーションの活性化の推進

ア 地域との結びつきを深める学習の充実

若者に向けた行事やイベント等への参加機会、勤労者等の成人層に向けた、趣味、教養、文化、歴史、スポーツなど、気軽に参加できる学習機会の充実を図り、仲間の輪を広げ、地域の結びつきが深まるよう支援します。

イ 活動の公開による情報発信の充実

団体やサークル活動を積極的に公開するなど、情報発信を充実させ、日々の活動がより地域と結びつくよう努めます。また、ホームページなどを通し、市民団体やサークルなどに関する情報提供の拡充をすすめます。

ウ 地域組織等と連携した学習の推進

町会や地区社会福祉協議会などの地域組織と行政機関等が連携した学習やイベントの機会を充実し、地域活動の発展につながるよう努めます。

②世代間・地域間交流による学習の充実

ア 世代間交流による学習の充実

子育てサロンと高齢者サロンとの交流や昔あそびを通して、子どもと高齢者が交流するなど、世代間の学び合いの充実を図ります。

イ 地域間交流による学習の充実

農業体験を通して住宅地と農業地域の方が交流を深めるなど、地域間の交流や学習機会を充実し、市民間のコミュニケーションが広がるよう努めます。

ウ 地域の担い手の育成の推進

地域との連携などにより、世代間の学習や交流機会等を積極的に展開し、地域への関心や愛着を高め、次の地域の担い手の育成をすすめます。

《施策の体系》

(5) 市民の自主的な学習活動の支援

《基本施策》

①出前講座の推進

《取組みの方向》

- ア 市民のニーズに応じた講座の充実
- イ 制度の周知の充実

《基本施策》

②市民人材バンク制度の充実

《取組みの方向》

- ア 登録者の拡充と活用の推進
- イ 利用の拡充と連携の充実

《基本施策》

③市民の主体的な学習活動の支援

《取組みの方向》

- ア 市民の自主的な学習活動の支援
- イ 市民によって運営される事業の支援

《基本施策》

④民間での学習の活用の充実

《取組みの方向》

- ア 民間での学習の活用と情報の収集、提供の充実

(5) 市民の自主的な学習活動の支援

市民が、生涯学習を通じて自己を高め、心身を養い、生きがいのある生活を目指していくことが、自己の生活づくりだけでなく豊かな地域づくりにもつながっていきます。市民主体の学習活動を支援していくことが重要です。

①出前講座の推進

ア 市民のニーズに応じた講座の充実

市政の情報提供の場や市民と市が共に学びあう場として、市民のニーズに応じた講座の設定を進めます。また、あらかじめ企画されたメニュー以外の講座に応じる「リクエスト講座」を活用し、きめ細かな講座が展開できるよう努めます。

イ 制度の周知の充実

ホームページ等を活用し、制度の周知を図ります。

②市民人材バンク制度の充実

ア 登録者の拡充と活用の推進

退職等により地域に戻る市民などの登録者の拡充と、登録者が活用される場面の充実を市民人材バンク推進員の会と共にすすめます。

イ 利用の拡充と連携の充実

地域等への制度の周知や利用の拡充を市民人材バンク推進員の会と共にすすめます。また、全庁的な取り組みを目指し、他の分野の人材バンクと連携するなど、制度の充実を図ります。

③市民の自主的な学習活動の支援

ア 市民の自主的な学習活動の支援

NPOや市民団体、サークル等、市民の自主的な学習活動の支援の充実を図ります。また、連携した学級講座やイベント等の取り組みが充実するよう努めます。

イ 市民によって運営される事業の支援

富士見市民大学や富士見市コミュニティ大学など、市民によって運営される事業との連携や支援をすすめ、地域の学びの場としてより発展するよう努めます。

④民間での学習の活用の充実

ア 民間での学習の活用と情報の収集、提供の充実

カルチャーセンターなど民間での学習で培われた技能や知識を、地域での学習機会や発表の場で活用するなど、市民に必要な連携を深めるよう努めます。また、学習情報の収集、提供に努めます。

第2節 暮らしと時代にねざす学習ができるまち

《現状と課題》

市民の学習機会が充実し、その学習の成果を市民みんなのものにしていくことで、地域課題の解決やコミュニティの醸成へと発展することがいま求められています。

そのような中、市民が学び合い、支えあう仕組みとして、平成15年度に市民人材バンク制度がスタートし、また平成16年度に自治基本条例が制定され、市民参加などについてのルールづくりが確立され、平成20年度には行政の出前講座が始まるなど、市民や地域が主体となる学びあいや地域づくりに関する取り組みがすすめられ、学習機会の充実が図られました。

一方、社会状況の急激な変化から、少子高齢化をはじめ、環境問題、安心・安全への対応、地域コミュニティづくりなど時代や社会の多様化に伴う様々な現代的課題が山積みされてきています。このような課題と向き合い、市民一人ひとりが学び、意識を高め、まちづくりに取り組んでいくため、学習の機会のさらなる充実が必要になっています。また、人権や平和問題など市民一人ひとりが地域の中で輝きをもって生きるために学び続けなければならない課題も多くあり、様々な学習への支援や援助が必要です。さらに、地域の活性化につなげるために、地域の特性や歴史・文化などに即した、その地域ならではの学習機会の取り組みも充実が不可欠となっています。

《施策の体系》

(1) 郷土の特徴や資源を生かした学習機会の充実

《基本施策》

①地域の資源や産業を生かした学習機会の充実

《取組みの方向》

- ア 地域資源を活用した学習や体験事業の充実
- イ 農業を生かした学習の推進
- ウ 産業の理解とまちづくりに関連した学習の推進

《基本施策》

②地域の歴史や芸術文化を生かした学習機会の充実

《取組みの方向》

- ア 市の歴史や文化財に関する学習の充実
- イ 芸術文化に関する学習の充実

《基本施策》

③多彩な人材を生かした学習機会の拡充

《取組みの方向》

- ア 市民講師の活用による学習機会の拡充

《基本施策》

④施設の特徴を生かした学習機会の充実

《取組みの方向》

- ア 駅に近い施設を活用した学習機会の充実
- イ 集会所を活用した学習機会の充実

(1) 郷土の特徴や資源を生かした学習機会の充実

本市は「水子貝塚公園」や「難波田城公園」などの歴史公園がある他、文化財が豊かにあること、農地の割合が比較的高く自然が豊かであること、市民文化会館キラリふじみでの取り組みを中心に芸術文化が盛んであることなどの特徴があります。

生涯学習の推進にあたっては、「まち全体がミュージアムという視点」で本市の特

徴や資源、人材、施設などを生かした学習機会を充実させるとともに、地域活性化などにつながるよう支援することが求められます。

①地域の資源や産業を生かした学習機会の充実

ア 地域資源を活用した学習や体験事業の充実

本市の魅力を伝え、まちづくりにつながるようにするため、湧水や景観、サイクリング道路などの地域資源を活用した学習や体験の機会充実を図ります。

イ 農業を生かした学習の推進

田畑の体験、地元の食材を生かした調理実習など、農業に関する学習や体験を通し、生産者と消費者が交流と理解を深める機会を進めます。また、学び合いによる取り組み（ガイドマップづくり等）の拡充に努めます。

ウ 産業の理解とまちづくりに関連した学習の推進

市内の産業の理解につながる学習や体験の機会を充実します。地域ブランドや特産品など、産業を通じた地域活性化に関する取り組みなどについて、商工会をはじめ関係団体等と連携した学習の充実を努めます。

②地域の歴史や芸術文化を生かした学習機会の充実

ア 市の歴史や文化財に関する学習の充実

歴史に関する講座や企画展示、出前展示、体験事業、文化財巡り、郷土伝統芸能の鑑賞機会などを通して、市外の方も含め、広く市の歴史や文化財について学ぶ機会を充実します。また、市民学芸員や資料館友の会などと連携した取り組みの充実を図ります。

イ 芸術文化に関する学習の充実

音楽、美術、工芸、演劇など、あらゆる芸術文化に関して、市民文化会館キラリふじみや、各施設での講座、鑑賞、展示、出演などの機会を充実させ、本市における文化の創造につながるよう努めます。

また、市民文化祭や各施設での発表会など、市民による取り組みについて支援します。

③多彩な人材を生かした学習機会の拡充

ア 市民講師の活用による学習機会の拡充

市民人材バンク制度やNPO、市民団体、サークル、企業など、市民の持つ多彩な知識や技能を生かした学習機会の提供に取り組みます。

④施設の特徴を生かした学習機会の充実

ア 駅に近い施設を活用した学習機会の充実

本市は昼間人口が県内でも特に低い状況にあるため、駅に近い施設等を活用し、帰宅途中などに気軽に参加できる学習機会を充実します。

イ 集会所を活用した学習機会の充実

身近な場である集会所を活用し、子育てや健康づくり等に関する学習や高齢者サロンなどの充実を図ります。

《施策の体系》

(2) 市民の自立と参画の推進

《基本施策》

①市民人材バンク制度の充実（再掲）

《取組みの方向》

- ア 登録者の拡充と活用の推進
- イ 利用の拡充と連携の充実

《基本施策》

②市民学芸員制度の充実

《取組みの方向》

- ア 活動展開の充実
- イ 市民学芸員の学習機会の充実

《基本施策》

③施設の運営・企画における市民参画の場の創設

《取組みの方向》

- ア 施設の事業や運営にかかわる市民参画の推進

《基本施策》

④NPOや市民団体との連携の充実

《取組みの方向》

- ア 情報収集・提供と専門性を生かした学習の充実
- イ 活動支援のための学習の充実

《基本施策》

⑤地域で活躍するための学習の推進

《取組みの方向》

- ア 市民の活躍の場を広げるための学習の推進

(2) 市民の自立と参画の推進

学習機会や事業等を通して、地域社会に貢献しようという意欲を引き出していくとともに、市民が力を幅広く発揮できる制度や場を充実させることが必要です。

①市民人材バンク制度の充実（再掲）

ア 登録者の拡充と活用の推進

退職等により地域に戻る市民などの登録者の拡充と、登録者が活用される場面の充実を市民人材バンク推進員の会と共にすすめます。

イ 利用の拡充と連携の充実

地域等への制度の周知や利用の拡充を市民人材バンク推進員の会と共にすすめます。また、全庁的な取り組みを目指し、他の分野の人材バンクと連携するなど、制度の充実を図ります。

②市民学芸員制度の充実

ア 活動展開の充実

資料館での展示解説や体験事業などの活動に加え、地域での学習機会や学校教育への協力の充実などを図り、活動展開がさらに広がるよう努めます。また、市民学芸員の活動、学習の成果が発表できる場の拡充をすすめます。

イ 市民学芸員の学習機会の充実

新たな市民学芸員のための養成講座を引き続き開催するとともに、現市民学芸員の学習機会を充実します。

③施設の運営・企画における市民参画の場の創設

ア 施設の事業や運営にかかわる市民参画の推進

公民館、交流センター、コミュニティセンターの地域拠点施設において、地域住民が主人公となり、地域課題に応じた取り組みが展開されるように、事業計画や運営について協議できる委員会の設置などの導入を検討します。

④NPOや市民団体との連携の充実

ア 情報収集・提供の充実と専門性を生かした学習機会の充実

NPOや市民団体等が持つノウハウや専門的知識、技術、人材などを的確に収集、整理し、情報を提供できるよう努めます。連携による学習機会の充実を図り、より課題に応じた学習が展開できるよう努めます。

イ 活動支援のための学習機会の充実

NPO、市民団体などの育成や支援につながる学習機会の充実を図ります。

⑤地域で活躍するための学習の推進

ア 市民の活躍の場を広げるための学習の推進

地域福祉活動、防犯・防災、子育て等の地域での取り組みが、多くの市民の活躍によりさらに充実するよう、学習機会の拡充などを通し支援をすすめます。

《施策の体系》

(3) 生涯にわたり健康を守るための学習の充実

《基本施策》

①健康についての学習の拡充

《取組みの方向》

- ア ライフステージに応じた健康学習の充実
- イ 課題に応じた健康づくり学習と活動の支援
- ウ 個々の状況に応じた取組みへの参加の支援

《基本施策》

②生涯におけるスポーツ・レクリエーションの推進

《取組みの方向》

- ア スポーツ・レクリエーションの必要性に関する学習の充実
- イ 日常生活に取り入れられるスポーツ・レクリエーションの学習の充実
- ウ 世代を問わず取組めるスポーツ・レクリエーションの推進

(3) 生涯にわたり健康を守るための学習の充実

生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、地域生活に根付いた健康学習や介護予防などに向けた取組みの拡充が必要です。

また、スポーツ振興健康増進都市宣言をしている本市は、スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康増進につながる取組みの充実が求められます。

これらを地域で進めるためには、学習機会や相談等を通じた支援が重要です。

①健康についての学習の拡充

ア ライフステージに応じた健康学習の充実

乳幼児期、成人期、高齢期等、それぞれのライフステージに必要な健康学習や相談の機会を充実します。

イ 課題に応じた健康づくり学習と活動の支援

介護予防、地域リハビリ、生活習慣病予防、食育などの課題に応じた健康学習を充実させるとともに、健康づくりに取り組む団体の支援をすすめます。

ウ 個々の状況に応じた取り組みへの参加の支援

孤立している子育て家庭や一人暮らしの高齢者など、地域とのかかわりが薄い方などについて、市と地域が連携し、交流の機会や介護予防、リハビリの取り組みへ参加など、それぞれに適した学習機会への参加と仲間づくりの支援をすすめます。

②生涯におけるスポーツ・レクリエーションの推進

ア スポーツ・レクリエーションの必要性に関する学習の充実

健康づくりの学習機会や地域でのイベントなどで、スポーツ・レクリエーションの必要性に関する学習や体験の機会を積極的に取り入れるなどし、学習機会の充実を図ります。

イ 日常生活に取り入れられるスポーツ・レクリエーションの学習の充実

体操やウォーキング、ジョギングなど、日常生活の中で、個人でも取り組みやすい学習機会の充実などを通して、健康づくりの活動につながるようすすめます。

また、スポーツ団体やウォーキング等のモデルコースの紹介など、市民への情報提供の充実に努めます。

ウ 世代を問わず取り組めるスポーツ・レクリエーションの推進

市民の生きがいづくりや地域コミュニティの形成つながるよう、世代を問わず取り組めるスポーツ・レクリエーションの普及と推進を図ります。特にすすめるにあたっては、体育指導委員との連携や体育協に会等の団体への支援、地区体育祭など地域の取り組みの支援を充実していきます。

《施策の体系》

(4) 安心・安全・快適な暮らしの実現

《基本施策》

①防災・防犯に関する学習の推進

《取組みの方向》

- ア 市民一人ひとりの意識向上につながる学習の充実
- イ 地域での取組みへの支援

《基本施策》

②平和に関する学習の推進

《取組みの方向》

- ア 平和に対する理解を深めるための学習の充実
- イ 新たな資料活用による平和学習の推進
- ウ 新たな平和学習の推進

《基本施策》

③人権に関する学習の推進

《取組みの方向》

- ア 基本的人権に関する学習の充実
- イ 課題に応じた人権に関する学習の充実

《基本施策》

④男女共同参画社会に関する学習の推進

《取組みの方向》

- ア 男女共同参画社会に関する学習の推進

《基本施策》

⑤国際理解に関する学習の推進

《取組みの方向》

- ア 外国人が安心して日本で生活できるための学習と支援
- イ 多文化共生に関する学習の充実

(4) 安心・安全・快適な暮らしの実現

社会の急速な変化にともなって、多くの人たちが生きていく上で不安を感じています。命と人権が大切にされる暮らしの実現は、すべての問題の根本です。防犯・防災意識を高めるとともに、非核平和都市宣言に基づき、平和の願いを再認識することが求められます。

また、人間尊重宣言都市を大切にし、共に生きる人間として互いを認め、尊重しあう精神を身につけ、安心して地域の中で暮らしていける社会を実現するための学習の推進が重要です。

①防災・防犯に関する学習の推進

ア 市民一人ひとりの意識向上につながる学習の充実

災害や防犯対策、救急・救命などについて、個々の対策や地域での課題、各種制度や計画などの学習機会を充実させ、市民一人ひとりの意識の向上や取り組みにつながるよう努めます。

イ 地域での取り組みへの支援

自主防災組織や防犯パトロールなどの活動の充実や組織化などについて学習機会や相談を通して支援します。

②平和に関する学習の推進

ア 平和に対する理解を深めるための学習の充実

ピースフェスティバルや戦争体験の市民話者の派遣、展示等の機会を通し、平和に対する理解を深める機会の充実に努めます。

イ 新たな資料活用による平和学習の推進

戦争について後世に語り継いでいくための映像化など資料をすすめ、学習の推進、工夫を図ります。

ウ 新たな平和学習の推進

格差社会や貧困等について、新たな平和課題としてとらえ、学習機会の充実に働きかけ、命や人権を大切にしたい暮らしにつながるよう努めます。

③人権に関する学習の推進

ア 基本的人権に関する学習の充実

すべての市民が生まれながら持つ権利について、学習機会の充実を図り、人権の理解と意識啓発に努めます。

イ 課題に応じた人権に関する学習の充実

子どもをめぐる痛ましい事件の多発や高齢者への虐待、障がい、介護、性などの問題、インターネットや携帯電話等情報通信機器による人権の侵害など、新たな人権をめぐる問題についての学習機会を充実します。

④男女共同参画社会に関する学習の推進

ア 男女共同参画社会に関する学習の推進

男女の人権が等しく尊重され、ともに責任を担う地域社会の構築を目指して、ジェンダーへの理解をはじめ、政策・方針等の立案・決定への女性の参画の拡大、ワーク・ライフ・バランス、DV（ドメスティック・バイオレンス）などへの理解を深めるための学習機会の提供に努めます。

⑤国際理解に関する学習の推進

ア 外国人が安心して日本で生活できるための学習と支援

外国人が日本で、そして地域の一員として充実した生活を営めるよう、日本語や制度に関する学習や相談を、関係するNPOや市民団体などとの連携や支援などを通して充実に努めます。

イ 多文化共生に関する学習の充実

国際交流フォーラムをはじめ、日本を含めた各国の文化や伝統にふれる機会などを充実し、互いの文化の違いの理解などを通し、国際理解につながるよう努めます。

《施策の体系》

(5) 環境に関する学習の推進

《基本施策》

①環境問題の学習の充実

《取組みの方向》

- ア 直面する環境問題の学習の充実
- イ 日常生活に取り入れられる環境学習の充実
- ウ 農業体験学習や地産地消などを通じた環境学習の充実

《基本施策》

②環境に関連する活動支援の充実

《取組みの方向》

- ア 地域での取組みの支援

(5) 環境に関する学習の推進

本市は環境にやさしい都市宣言を行っています。地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、今日、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする現代の生活や経済活動を見直し、環境への負荷の少ない新たな生活様式を上げるため、市民一人ひとりが環境に関する知識を身につけ、子どもから高齢者まで世代を問わず行動していくことが求められます。

①環境問題の理解に関する学習の充実

ア 直面する環境問題の学習の充実

ごみ問題、地球温暖化等、直面する環境問題の理解に関する学習の充実に努めます。また、湧水や河川、斜面林等の自然を活用したフィールドワークなど学習展開の工夫をして、機会の充実に図ります。

イ 日常生活に取り入れられる環境学習の充実

リサイクルや緑のカーテン、買物の工夫、環境家計簿、自動車の運転の削減など日常生活の中で環境への取り組みが進むよう、学習機会の充実に図ります。

ウ 農業体験学習や地産地消などを通じた環境学習の充実

農業体験は、作物を育てる難しさと喜び、田畑の環境的役割などを学ぶことができます。また、地産地消は、食の安全・安心のほか、物流面等の環境の側面からもその必要性が高くなっています。これらを環境問題や現代生活のあり方など、総合的に学べる手段としてとらえ、学習の充実を図ります。

② 環境に関連する活動支援の充実

ア 地域での取組みの支援

まちの清掃活動などの地域の取り組みや、市民団体による環境保全活動、環境に関するボランティア等の人材の充実、組織化などについて、学習機会や相談等を通して支援を図ります。

第3節 生涯学習支援体制（情報、施設、推進体制）が充実したまち

《現状と課題》

生涯学習を推進するためには、学習活動に取り組む市民一人ひとりを支援する学習・教育環境の整備が必要です。

本市においては、学習情報の整備として、広報ふじみやホームページなどによる学習情報の提供をはじめ、公共施設への情報コーナーの設置、各課における学習相談などが行われています。これらの取り組みにより、多くの市民が手軽に情報を受けられるようになっていきます。

学習施設の整備では、2箇所の交流センターや市民文化会館キラリふじみなどの施設を新設し、また、フリースペースの確保やバリアフリー化など機能強化をすすめ、利用者の利便性が向上しています。また、効率的な施設管理では、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図る観点から、図書館などに指定管理者制度を導入しました。

推進体制については、各種の市民懇談会など市民参画の機会を拡充してきています。また、推進組織の整備では、全庁的組織として生涯学習推進委員会を、市民組織として生涯学習推進市民懇談会を設置しています。

課題としては、市外の情報も含めたさらなる学習情報の充実と様々な生涯学習関連施設で提供されている多種多様な学習情報を一括して把握できるような情報の一元化が求められています。また、施設面では、施設利用者の利便性向上を図るための公共施設予約システム導入、また、施設の有効利用の観点からの利用区分の見直し、さらに専門性を持っている職員の育成と配置などが課題に挙げられます。

施設間のネットワークについては、施設利用情報の共有化が、また、推進体制の整備では、市民参画機会の拡大を図るため、地域ごとの推進体制の確立と、全庁的組織の機能強化が課題となっています。

《施策の体系》

(1) 学習情報の整備

《基本施策》

①情報の収集発信の一元化・ネットワーク化・IT化の推進

《取組みの方向》

- ア 印刷物（紙媒体）による情報発信の充実
- イ 情報コーナーの充実
- ウ インターネットを活用した情報提供
- エ 情報格差の解消とコミュニケーション手段の充実
- オ 市民活動情報の収集・提供
- カ 情報拠点のネットワーク化の推進

《基本施策》

②相談体制の整備

《取組みの方向》

- ア 相談窓口の充実
- イ 学習相談員の設置
- ウ 身近な相談機会の増進

《基本施策》

③市外情報の収集・提供

《取組みの方向》

- ア 市外情報の収集・提供の拡充
- イ 市外への情報発信の充実

(1) 学習情報の整備

生涯学習の形は多種多様ですが、学習のきっかけづくりにおいて重要な役割を果たすのが学習情報です。行政・市民・企業・NPO・学校・各種団体、それぞれの連携を図り、市民の誰もが、いつでも、どこでも、簡単に効率的に望む形で、市外も含めた多くの幅広い情報を得られるような仕組みづくりが必要です。

併せて、身近な場所で気軽に学習相談ができる体制づくりを整備し、相談者一人ひとりに応じた的確な支援・助言を行っていくことが大切です。

①情報の収集発信の一元化・ネットワーク化・IT化の推進

ア 印刷物（紙媒体）による情報発信の充実

広報ふじみ、公民館だよりなどの様々な印刷物の内容をさらにわかりやすく工夫し、紙面の充実を図ります。また、多種多様な生涯学習情報を幅広く収集し、総合的・体系的に整理して、速やかに発信するよう努めます。

イ 情報コーナーの充実

フリースペースを利用した情報コーナーの充実を図るとともに、市民の情報交換や交流の場としての活用を促進します。また、駅等の市民の身近な場所への設置などを検討し、利便性の向上を図ります。

ウ インターネットを活用した情報提供

ホームページ上の生涯学習コーナーの充実に努めるなど、生涯学習情報を一覧できる場として電子情報の活用を図ります。また、公共施設予約システム導入の検討など、各施設に適した形態を考慮しつつ、進化した高度情報化社会に対応した学習情報の整備をすすめます。

エ 情報格差の解消とコミュニケーション手段の充実

市民一人ひとりの立場に合わせた様々な情報伝達手段・方法を用いるよう配慮するとともに、朗読・点訳・翻訳ボランティアなどとの連携をすすめます。

また、高齢者などの情報通信機器に不慣れな方に対し、各施設への閲覧用情報端末の設置や利用を支援するパソコンボランティアの活用などを検討し、情報格差の解消を図ります。

オ 市民活動情報の収集・提供

公民館、交流センター、コミュニティセンター、サンライトホール、南畑ふれあいプラザの利用団体については、公の施設利用団体サークル一覧として一括した情報提供を行っておりますが、さらに資料館や体育関連施設等の情報を盛り込むなど、内容の充実を図ります。また、活動内容ごとの分類や検索機能の追加など、利便性の向上に取り組みます。

併せて、市民が独自に取り組んでいる生涯学習活動の情報収集・提供や、活動自体が持つ情報発信力の活用などに努めます。

カ 情報拠点のネットワーク化の推進

公民館、交流センター、コミュニティセンターを学習情報拠点として位置付け、各施設のネットワーク化を図りながら情報の共有化を推進し、一元的な情報提供を行う体制づくりをすすめます。

②相談体制の整備

ア 相談窓口の充実

団体や人材の紹介、学習方法についての助言、調査への回答など、市民一人ひとりの求めに応じた適切なアドバイスが行えるよう、常に必要な情報を整備するとともに、関係機関と連携した相談体制の整備をすすめます。また、相談に応じる職員の専門性が保てるよう研修や意識啓発を通じて資質の向上に取り組みます。

イ 学習相談員の設置

専門的な知識や経験を有する市民・NPO等との連携・委託などを視野にいれながら学習相談員の設置を検討し、相談体制の充実を目指します。

ウ 身近な相談機会の増進

電子メールを利用した学習相談など、情報化社会に対応した相談機会の増進を目指します。また、出前講座や各種の説明会・相談会などを利用した相談機会の拡充を図ります。

③市外情報の収集・提供

ア 市外情報の収集・提供の拡充

市外の有益な学習情報を幅広く収集し、総合的・体系的に整理して提供します。

イ 市外への情報発信の充実

市外住民の注目を高め、市内で取り組まれている生涯学習活動への参加者を増加させるため、ホームページなどを通して積極的に情報を発信します。

《施策の体系》

(2) 学習施設の整備

《基本施策》

①個々の施設機能の充実

《取組みの方向》

- ア 設備機能の充実
- イ 施設利用の利便性と利用効率の向上
- ウ 施設職員の専門性の向上

《基本施策》

②施設間ネットワークの推進

《取組みの方向》

- ア 施設間のネットワークの確立
- イ 情報の共有と提供

《基本施策》

③計画的な施設整備

《取組みの方向》

- ア 計画的な施設の保全・管理
- イ 既存施設の有効活用

(2) 学習施設の整備

生涯学習関連施設は、すべての市民が、いつでも、どこでも、いつまでも自発的・主体的に学習活動ができ、そこで学びの情報が得られ、交流が深まる場です。また、地域を創る市民の活動拠点となるという重要な役割を担っている点から、利用者への配慮と地域住民の意見を反映させた施設の整備・充実、円滑な運営や利用などが、生涯学習を進めていく上で大切です。

施設間の機能連携を推進していくにあたっては、市内各地域にある公民館・交流センター・コミュニティセンターを拠点施設として、そのエリアにある多様な施設での機能面・管理運営面・事業面などに有機的なつながりを持たせることが必要です。

①個々の施設機能の充実

ア 設備機能の充実

エレベーターの設置やオストメイトトイレの整備などバリアフリー化はもちろん、施設設備機能をユニバーサルデザインの視点で充実を図ります。また、フリースペースの設置・活用・推進、インターネット環境整備をすすめパソコン機器などの充実で、市民が使いやすい施設設備の推進に努めます。

イ 施設利用の利便性と利用効率の向上

管理・運営の効率化で、住民サービスが低下することがないように努めるとともに、市民の意見を取り入れた利用者の立場に立った運営により、利便性の向上を図ります。さらに、各施設の有効利用の観点から、施設の利用区分の見直しなどの検討をすすめます。

ウ 施設職員の専門性の向上

生涯学習や社会教育などの専門性を持った職員の配置をすすめるとともに、相談やコーディネート能力を高めるなどの研修の機会を充実し、その資質の向上に努めます。

②施設間ネットワークの推進

ア 施設間のネットワークの確立

生涯学習拠点施設としての役割・機能を発揮できるように、拠点施設のエリアを定めるとともに、中心施設のもとに部局を超えた施設間相互の連携のネットワーク確立をすすめます。

イ 情報の共有と提供

公の施設団体登録情報を共有するとともに、逐次情報の最新化をすすめ、利用の効率化・円滑化を図ります。

③計画的な施設整備

ア 計画的な施設の保全・管理

施設は、利用者が安全に安心して利用できることが第一であることから、施設保全管理担当課と施設管理者とが互いに連絡調整を図りながら、適正な維持管理を行うための保全・管理計画を策定し、整備していきます。

イ 既存施設の有効活用

既存施設を整備し、市民の自主的な学習活動や交流、団体活動の支援などの推進を図るために有効活用していきます。

《施策の体系》

(3) 学習推進体制の整備

《基本施策》

①市民参画の機会の充実

《取組みの方向》

- ア 生涯学習推進市民懇談会の充実
- イ 市民参画推進体制の確立

《基本施策》

②庁内推進体制組織の充実

《取組みの方向》

- ア 計画の進行管理体制の充実（全庁的な組織体制）
- イ 担当部署の確立
- ウ コーディネーターの設置

(3) 学習推進体制の整備

生涯学習を推進していくには、市全体の総合行政として取り組む必要があり、その体制づくりが求められています。そのために、行政内部における総合的な企画・調整・連携等が円滑に行える推進体制と市民の意見を取り入れるための市民懇談会の充実を図る必要があります。また、生涯学習が効果的に推進できるようにするには、地域拠点ごとに市民参画・協働の推進体制を整備することが大切です。

①市民参画の機会の充実

ア 生涯学習推進市民懇談会の充実

幅広い市民の意見や要望を反映させた生涯学習の施策や事業の推進に向け「生涯学習推進市民懇談会」の充実を図ります。

イ 市民参画推進体制の確立

地域レベルでの推進にあたっては、地域の拠点施設として整備した公民館・交流センター・コミュニティセンターごとに、その推進センター機能を持たせ、市民の参画を推進する体制を整備していきます。

②庁内推進体制組織の充実

ア 計画の進行管理体制の充実（全庁的な組織体制）

多様な施策の推進に向け、各課が連携協力していけるよう、全庁的な組織である「生涯学習推進委員会」を実効性の高い組織として整備を図ります。

イ 担当部署の確立

生涯学習は、行政全般にかかわる共通の課題であり、行政全体で取り組むことが肝要であることから、行政全体にわたって総合的な施策調整を図れるよう「生涯学習推進委員会」の事務局機能を充実させます。

ウ コーディネーターの設置

施設間ネットワークでつながれた地域の拠点施設と情報交換をすすめ、市民の学習活動や地域づくり活動を支援する「コーディネーター」を、専門的な知識や経験を有する人材を視野に入れながら、設置を検討していきます。

《施策の体系》

(4) 学習成果が役立つ環境整備

《基本施策》

①学習成果の発表と交流の機会の充実

《取組みの方向》

ア 学習成果の発表の場の充実

イ 学習成果の交流の場の充実

《基本施策》

②学習成果の活用機会の充実

《取組みの方向》

ア 地域で活動できる環境の整備

イ 市などでの市民参画機会の充実

(4) 学習成果が役立つ環境整備

生涯学習は、個人的な自己実現で完結する側面をもっています。このため、学習の成果を発表できる場をつくること、さらにそれが交流の機会となる、地域や社会のために役立つような環境をつくることが大切です。

①学習成果の発表と交流の機会の充実

ア 学習成果の発表の場の充実

生涯学習関連施設や地域の集会所、介護施設などでの学習成果発表の機会を充実させるとともに、市民人材バンクなどの登録によりあらゆる発表の機会を創り出していきます。

イ 学習成果の交流の場の充実

学習の成果の発表者とそのほかの学習者が交流できる機会を地域拠点ごとに創り出します。

②学習成果の活用機会の充実

ア 地域で活動できる環境の整備

学習成果が地域や社会のために役立つような環境整備に努めるとともに、市民人材バンク制度の充実を図るなかで、学習成果の活用に機会づくりに努めます。

イ 市などでの市民参画機会の充実

市の各種委員会や審議会や事業ごとの実行委員会など、市民参画活動の機会を充実していきます。